

議案第16号

三田市下水道条例及び三田市生活排水処理施設条例の一部を改正する
条例の制定について

三田市下水道条例及び三田市生活排水処理施設条例の一部を改正する条例を次の
とおり定める。

平成27年2月26日提出

三田市長 竹内英昭

三田市条例第 号

三田市下水道条例及び三田市生活排水処理施設条例の一部を改正する
条例

(三田市下水道条例の一部改正)

第1条 三田市下水道条例（昭和60年三田市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項第1号中「基本料金」を「基本使用料」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項中「基本料金」を「基本使用料」に、「超過料金」を「超過使用料」に改め、同項の次に次の1項を加える。

2 前項の区分適用基準は、別に市長が定める。

(三田市生活排水処理施設条例の一部改正)

第2条 三田市生活排水処理施設条例（平成8年三田市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項及び別表第2中「基本料金」を「基本使用料」に、「超過料金」を「超過使用料」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。